第１章　津山市第２次環境基本計画について

第１節　環境基本計画とは

１．国の環境基本計画について

国の「環境基本計画」は、「環境基本法」第 15 条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。

> **環境基本法**
> **第 15 条　政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。**

国の環境基本計画は、社会情勢の変化に対応するために約 6 年ごとに見直しが行われ、平成 6 年 12 月に第一次計画が、平成 12 年 12 月に第二次計画が、平成 18 年 4 月に第三次計画が、平成 24 年 4 月に第四次計画が閣議決定されています。現在の計画は、平成 30 年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画です。

第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、各地域がその特性を生かした自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現が掲げられています。

また、第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な 6 つの重点戦略（表 1-1-1）と重点戦略を支える環境政策（表 1-1-2）が設定されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた令和 12 年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が示されている。

表1-1-1　国の環境基本計画における重点戦略

①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 ● 持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、資源生産性や炭素生産性の向上を目指す。 ● 再生可能エネルギーや省エネルギーは、地球温暖化対策の柱であると同時に、エネルギー安全保障や産業競争力の強化にも寄与。 ● 金融・税制を活用して経済システムのグリーン化を進めていく。
②国土のストックとしての価値の向上 ● 環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応するような国土づくりを行う。 ● 都市のコンパクト化やストックの適切な維持管理・有効活用による持続可能で魅力あるまちづくりを推進する。 ● 自然環境が有する多様な機能を有効に活用した防災・減災力の強化等、環境インフラやグリーンインフラ等を活用し、強靭性（レジリエンス）を向上させる。
③地域資源を活用した持続可能な地域づくり ● 地域資源の質を向上させ、地域における自然資本、人工資本、人的資本を持続可能な形で最大限活用する。 ● 循環資源や再生可能資源の活用により地域循環共生圏の主要な部分の形成に貢献する。
④健康で心豊かな暮らしの実現 ● ライフスタイルのイノベーションを創出し、環境にやさしく、健康で質の高いライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図る。 ● 森・里・川・海などの自然の価値を再認識し、人と自然、人と人のつながりを再構築する。 ● 人々の健康と心豊かな暮らしを脅かす環境リスクを評価し、予防的取組を推進する。
⑤持続可能性を支える技術の開発・普及 ● 我が国の課題の解決にも資する環境技術の開発・普及を推進。 ● 人工知能等のICTも活用しつつ、Society5.0の実現を目指す。 ● 課題解決先進国として、優れた環境技術で世界の環境問題の改善にも貢献。
⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築 ● 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献と、途上国における持続可能な社会の構築を支援。 ● 国内で実現した地域循環共生圏のモデルをパッケージとして世界に展開し、持続可能な地域づくりに貢献する。

表1-1-2　国の環境基本計画における重点戦略を支える環境政策

①気候変動対策 ● パリ協定を踏まえ地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施、長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進、気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施
②循環型社会の形成 ● 循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施
③生物多様性の確保・自然共生 ● 生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施
④環境リスクの管理 ● 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策
⑤基盤となる施策 ● 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等
⑥東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 ● 中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等

2．津山市環境基本計画について

環境基本法第 7 条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し国の施策に準じた施策の策定及び実施を定めています。

また、津山市環境基本条例第 9 条では、「市長は，環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，環境基本計画を策定するものとする。」と規定されており、津山市環境基本計画は、この規定に基づく地域版の環境基本計画となります。

■津山市環境基本計画の位置付け

津山市環境基本計画は、「環境基本法」、「津山市環境基本条例」、「国の環境基本計画」及び「岡山県の環境基本計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して作成される計画です。また、「津山市第5次総合計画」を環境面で支える、市の環境行政における最上位計画になります。計画の推進に当たっては、庁内各部署の共通認識のもと、あらゆる施策・事業・取り組みに環境重視の視点を織り込んでいくことにより、それら施策等の進捗に応じて、徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくことが重要です。

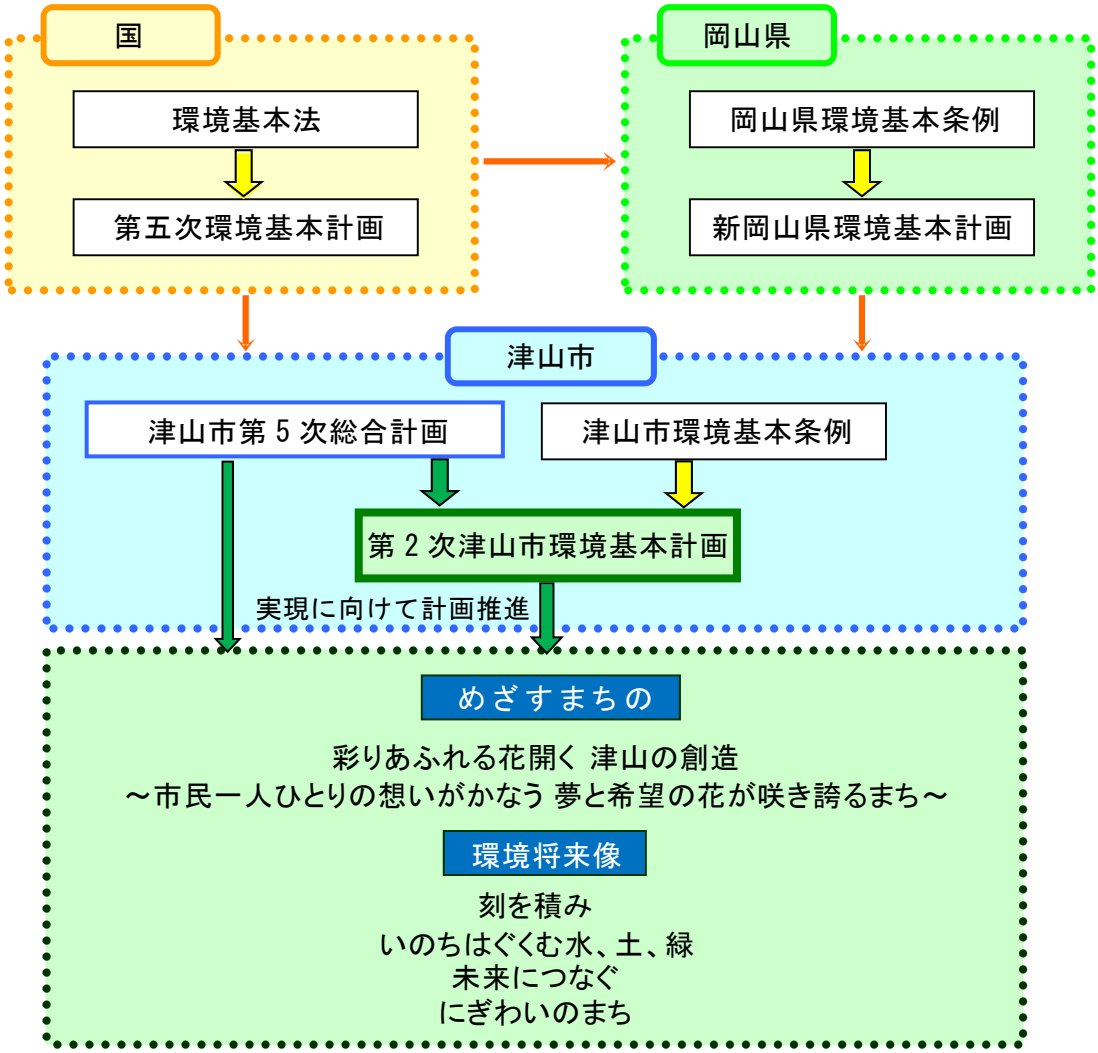

さらに、今日の環境問題は、自動車騒音、生活排水による水質汚濁、ごみ問題、地球温暖化など広い範囲にわたっていますが、かつての産業公害と異なり、いずれの問題も市民一人ひとりの影響が積み重なって環境負荷を増大させていることから、環境の改善は市民の取り組みにかかっています。

環境基本計画の役割としては、①環境行政の基本的な方針・考え方を定めるものであること、及び②市民や事業者が行政とともに協力して環境保全に取り組んでいくため「市民参加の仕組みをつくる」こと、この 2 つをあげることができます。

なお、これ以降、当初の津山市環境基本計画を「第 1 次計画」、津山市第 2 次環境基本計画を「第 2 次計画」と略して記載します。

第２節　第２次計画の基本的事項

１．第２次計画策定の基本的な考え方

第 2 次計画は、第 1 次計画の後継計画となりますが、社会的な背景や再生可能エネルギーを含む環境分野全般の現状及び市民の意見を踏まえて策定しました。このため、策定に当たっては、第 1 次計画を市民・事業者及び市が協働して推進していくために設立された「エコネットワーク津山」（平成 15 年 5 月設立。平成 21 年 1 月にNPO法人化）が、取り組みを実施していく中で感じてきた問題点や課題を第 2 次計画に反映させるため、同団体との検討会を 5 回実施しました。

また、策定及び中間見直しに当たっては、津山市環境基本条例に基づき設置する諮問機関「津山市環境政策審議会」の委員として、学識経験者等のほか、市民団体・各種団体からの参加を求めるとともに、16 歳以上の市民を対象として、環境に関する市民意識調査を実施しました。

２．第２次計画の期間

第 1 次計画の計画期間は、平成 15 年度（市町村合併を経て平成 18 年度に改定）から平成 27 年度の 13 年間です。第 2 次計画は平成 26 年度及び 27 年度で策定することとしており、計画の開始年度は平成 28 年度です。

第 2 次計画の計画期間は、開始年度が市の最上位計画となる津山市第 5 次総合計画と同じ平成 28 年度であることから、同計画の期間に合わせて、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。そして、計画期間の中間年度（5 年目）である令和 2 年度に計画の中間見直しを行いました。

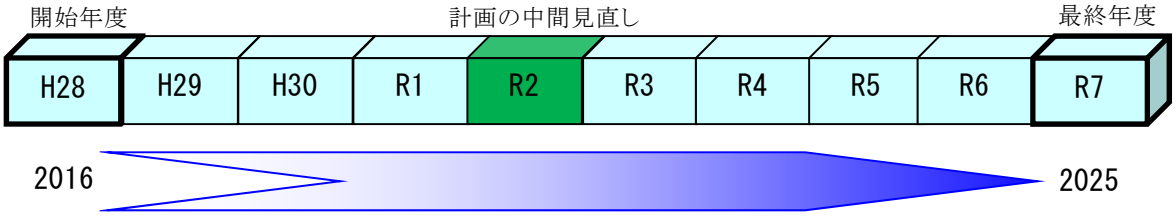

３．第２次計画の推進主体と役割

第 2 次計画の推進に当たっては、行政の施策や事業はもとより、市民や事業者等のあらゆる取り組みに計画の内容を織り込んでいくことにより、それらの進捗に応じて徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていく必要があります。このことから、第 1 次計画と同様、第 2 次計画の推進主体及び役割は、表 1-2-1 のとおりとします。

表1-2-1　第2次計画の推進主体と役割

推進主体		役割
行政	津山市	地域の環境保全に関する施策を実施する。また、市民・事業者の環境に対する意識の高揚に努め、各主体間の連携・協働を支援する。
市民	市内に在住・通勤・通学する人で、子どもを含む。	家庭や学校等において、ごみの減量化、省資源・省エネルギーの実践など身近なところから取り組む。
事業者	市内で事業活動を行っている企業や組合、自営業者を含む。	事業活動において、公害の防止に努めるとともに、環境への負荷の少ない製品やサービスを提供又は使用する。また、地域社会を構成する一員として、積極的に地域の環境保全活動に協力する。
市民団体	町内会、ボランティア団体など。公益活動のために市民によって組織された団体を含む。	各団体の活動方針に従って、環境保全に取り組むとともに、行政と協働して市民や事業者の環境に対する意識の高揚に努める。

４．第２次計画で対象とする環境の範囲

第 2 次計画で対象とする環境の範囲は、第 1 次計画を踏まえて設定した【ひと】、【しぜん】、【まち】及び【しくみ】の 4 分野に区分（各分野については第 3 章で記載）しました。

そして、平成 19 年 3 月の第 1 次計画改定後、地球温暖化の顕在化に伴い、その対策の重要性がますます高まってきたことから、後述する【しぜん】分野における「地球温暖化防止」と、地球温暖化防止のためのエネルギー関連施策を示す【しくみ】分野の各施策を関連付けて記述するとともに、【しくみ】分野においては、低炭素社会構築のため、エネルギーの地産地消や省エネルギー等に係る施策をさらに推進することとしました。

また、【まち】分野では、東日本大震災により安全・安心の確保が重要な課題となっていることから、「安全・安心な暮らし」に係る施策、及び今後さらに進行する高齢化社会を踏まえた「地域コミュニティの活性化」に係る施策等を追加しました。

表1-2-2　第2次計画で対象とする環境の範囲

第2次計画の分野	環境要素	環境の範囲（施策で対象とする項目等）
【ひと】分野	環境教育、環境学習及び環境活動等	地域の環境学習、学校の環境教育、環境情報の提供、環境意識の高揚、環境のことを考えて行動できる人づくり等
【しぜん】分野	大気環境等	大気質、土壌質、光害、化学物質、地球温暖化等
	水環境	水質、水辺環境
	自然環境	里山里地、野生鳥獣、外来生物、森林等
【まち】分野	緑環境、歴史・文化等	緑あふれるまちづくり、まちなみ景観の保全等
	地域活性化	地産地消、地場産商品の振興等
	安全・安心	防災、防犯、空き家対策、地域コミュニティの活性化等
	交通	公共交通、人にやさしい交通体系、低公害車の普及等
	生活環境	生活しやすい環境、生活型公害の防止等
【しくみ】分野	エネルギーや資源	再生可能エネルギーの活用、省エネルギー推進、環境関連産業振興等
	廃棄物、まちの美観	ごみの3R（発生抑制、再使用、再生利用）、廃棄物の不法投棄防止、ごみのポイ捨て防止等

○光害

「光環境」が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響をいう。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稲等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響を及ぼす恐れがあるほか、エネルギーの浪費につながる。

○地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO_2）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。気温が上昇するだけではなく降水量も大きく変化し、気候の変化も激しくなる。

○外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指す。

○低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。地球温暖化対策や大気汚染対策の一つとして期待されている。

○再生可能エネルギー

石油、石炭、天然ガスなどの有限な資源である化石エネルギーと異なり、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することが認められるエネルギー。

○3R（スリーアール）

廃棄物の発生抑制（リデュース、Reduce）、再使用（リユース、Reuse）、再生利用（リサイクル、Recycle）の 3 つの頭文字をとったもの。平成 11 年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」（循環経済ビジョン）が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ 3Rの取り組みを進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。

5．第２次計画の理念

計画の理念とは、計画の背景にある普遍的な考え方で、いわば「計画の価値観」を意味しています。第 1 次計画では、津山市環境基本条例（第 3 条）に従って次の 6 項目を理念として定めています。第 2 次計画でもこれを引き継ぎ、環境施策のさらなる推進を図っていくことで、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していきます。

①市民参画と環境優先のもとで環境汚染を未然に防止し、将来の世代に良好な環境を引き継ぎます。
②大気、水、大地、生きものなどを保全し、自然と文化が調和した環境を実現します。
③地域の風土、歴史や文化などをいかし、潤いと安らぎのある環境を実現します。
④環境への負荷が少ない循環型で持続可能な低炭素社会を築きます。
⑤地域社会のあらゆる場所で環境共育や環境活動を推進し、環境を大切にする人づくりを行います。
⑥国際的な協調のもとで地球環境の保全を推進します。